

瀬戸市告示第38号

平成29年瀬戸市告示第23号（地方自治法第231条の2第6項による指定代理納付者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 <u>株式会社エフレジ</u> <u>大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA</u>	1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 <u>ヤフー株式会社</u> <u>東京都千代田区紀尾井町1番3号</u>